

小田原市監査委員公表第16号

令和3年5月31日付け小田原市監査委員公表第14号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年7月29日

小田原市監査委員 近藤正道

小田原市監査委員 加藤仁司

| 番号 | 指摘等の内容 | 措置状況 |
|----|--|---|
| 1 | <p>平成30年度に本市で発生した備品横領転売事件を踏まえ、今回の定期監査では、備品台帳に登録されている備品のうち、登録から年数が浅く、持ち運びが容易なものを抽出し、実在しているかの監査を行った。</p> <p>監査の結果、台帳には登録されているが、所管で廃棄していたため実在しなかった物件5件以外は実在していたものの、備品管理のうえでは課題がある。</p> <p>財産規則の規定では、所管課は、物品を使用する必要がなくなった場合又は使用することができなくなった場合は、物品返納票を添付して管財課へ返納し、物品の引渡しが不便なものについては、出納員と協議の</p> | <p>令和6年4月1日以降、備品処分の手順について、備品を使用する課が該当備品を資産経営課へ返納し、資産経営課が処分の判断を行った後、備品を処分する運用に変更した。</p> <p>運用変更に向けて備品台帳システムを改修し、「物品所管異動票」の帳票タイトルを「物品返納票」に変更した。また、「物品組替票」の帳票タイトルについても「不要物品送付票」に変更するとともに、資産経営課以外の課が「不用品組替、廃棄及び売却」を事由として選択できないようにした。</p> <p>上記運用の開始については、庁内各課へ通知した。</p> |

上、適当な返納の措置をすることができるとされており、所管課の判断だけで物品を廃棄できないこととされている。しかしながら、今回「第7 監査の結果」で指摘した事例とは別の課において、所管課の判断で備品を廃棄することができないことを知らず、修理困難と判断した備品を廃棄した事例があった。

財産規則の規定する手順では、不要になった備品の情報が管財課に集約され、そのうち使用ができるものは必要に応じて修理のうえ、他の所管等で再利用され又は売却されるなど、物品が有効に活用されうる。また廃棄の判断も管財課で行われることから、横領、紛失等による備品の所在不明が廃棄として事務処理されるリスクへの歯止めにもなっている。その意味で、財産規則における手順が各所管の職員に再認識される必要がある。

一方で、机、椅子のように、人事異動の時期に、不要となる又は使用困難と判明するものが大量に発生する備品も存在し、このような備品についても、財産規則で定める返納手続を行うことが、現実的であるかどうかは疑問である。

また、平成 21 年に導入された備

| | | |
|--|--|--|
| | <p>品台帳システムでは物品返納票を作成するに当たり、廃棄日を入力することが必須とされているため、所管課が廃棄をした後、管財課へ物品返納票を提出するという、財産規則の規定と異なった手順で備品廃棄が行われることになっていることが判明した。</p> <p>したがって、備品の有効活用や備品管理のリスクへの対応を十分に考慮した上で、効率的かつ実効性が高い備品管理のあり方を検討する必要があると思われる。</p> | |
|--|--|--|